

香川県看護学生修学資金連帯保証人確認書

香川県看護学生修学資金の貸付けに関する連帯保証人となるに当たり、下記の事項をお読みいただき、ご理解いただいたうえで、裏面に署名及び押印をお願いします。

連帯保証人の方へ

香川県看護学生修学資金は、その資金の貸付けにより、修学を容易にし、県内の看護職員の充足及び資質の向上に資することを目的として、香川県が貸付けを行っています。連帯保証人についての制度（下記参照）をよくご理解のうえ、返還が完了するまでは借主の方への返還のご指導、ご協力をお願いします。もし、借主の方が返還金を滞納したとき、又は返還ができなくなったときは、連帯保証人の方へ支払い請求させていただきます。ご自宅へ連絡することもありますので、連帯保証時には配偶者のご了解も得ておいてください。（返還期間が長期間となる貸付けの場合は、返還が開始されてから十数年経過後に連帯保証人へ請求することもあり得ます。）

返還を滞納した場合の取扱い

納期限までに返還されない場合は、借主に督促状を送付します。督促状を送付してもなおお納付がない場合、文書等による催告を行うとともに、連帯保証人に請求します。また、「返還金の支払遅滞金額が分割金2回分に達した日の翌月に応当する日の前日を経過してもなお、支払遅滞金額が分割金2回分であった場合」（Q4参照）には、期限の利益を喪失し、直ちに返還金残額の全額を一括返還しなければなりません。さらに、滞納状況によっては強制執行の手続きを行うことがあります。

連帯保証人とは

連帯保証人は、債務者本人（貸付金の借主）と同一内容の責任があります。債権者（県）は、いつでも、どちらに対しても、支払いを請求することができ、連帯保証人が複数いる場合でも、各人が全額返済する責任が生じます。

※ 返還が猶予されている場合はもとより、借主の方がきちんと返還を行っている場合は、連帯保証人に対し支払いを求めることはありません。

連帯保証債務の範囲

元金、利子、延滞利息[※]及び手数料が連帯保証の対象となります。

（※納期限までに返還されなかった場合、納期限の翌日から民法第404条に定める法定利率で算定した延滞利息が発生します。）

参考（Q&A）

Q1：保証人と連帯保証人は違うのですか？

A1：「保証人」は次の権利が認められていますが、「連帯保証人」には認められていません。

①催告の抗弁権（民法第452条）

「自分より先に債務者本人に請求してくれ」と求めることができる権利

②検索の抗弁権（民法第453条）

保証人が、債務者本人の財産に返済資力があることを証明することでその責任を免れることができる権利

③分別の利益（民法第465条）

保証人が複数いる場合、債務を平等に分割した額の範囲しか責任を負わない。

Q2：連帯保証人が返還した場合、借主等へ請求できますか。

A2：借主に請求する権利（求償権）があります。他の連帯保証人がいる場合は内部の負担割合に応じて請求できます。

Q3：連帯保証人が死亡した場合、どうなりますか。

A3：債務は相続人に相続されます。相続人の方は速やかに借主に連絡し、貸付けを申請した香川県医療政策課へ届け出てください。相続放棄をした方は、その事実を確認できる書類の提出が必要です。（ご家族の方が、あなたが連帯保証人になっていたことを知らないまま債務を相続することを防ぐため、ご家族の方へ説明しておくことをお勧めします。）

Q4：「返還金の支払遅滞金額が分割金2回分に達した日の翌月に相当する日の前日を経過してもなお、支払遅滞金額が分割金2回分であった場合」とは、どういう場合ですか。

A4：例えば毎月返済（納期限月末）の場合、4/30納期分を滞納したまま、さらに5/31納期分を滞納し、2回分未納のまま5/31の翌月の応答日の前日を経過（6/30午前0時）した場合です。この場合には、当然に期限の利益を喪失します。

【県の担当窓口】

香川県医療政策課 医療人材グループ
電話 087-832-3255（直通）

「香川県看護学生修学資金連帯保証人確認書」について理解したうえで、下記の借主の連帯保証人となります。また、私の住所や氏名を変更した場合は、香川県医療政策課に速やかに届け出ます。

令和 年 月 日

※必ず自筆し、印鑑登録済みの印鑑で押印してください。

＜連帯保証人＞

ふりがな

氏名 ⑩ (年 月 日生)

住所 電話

職業（勤務先） 電話

記

あなたが連帯保証人となる貸付金 【香川県看護学生修学資金】

【連帯保証の内容】

借主氏名

貸付金額 月額 円 / 総額 円

貸付期間 西暦 年 月 ～ 西暦 年 月 (年間)